

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-12)

別紙1

| | | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|--|-------|-----------|---|---|----------------------|------|------|------------|---|--|
| 施策名 | 目標3-5 ダイオキシン類・農業対策 | | | | 担当部局名 | ダイオキシン対策室 農業環境管理室 | | | 作成責任者名 | 加藤 庸之 更田 真一郎 | |
| 施策の概要 | ダイオキシン類について、総排出総量を削減し、環境基準の達成率を100%に近づける。また、農業について水産動植物の被害防止に係る新たな登録保留基準を速やかに設定する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 3. 大気・水・土壌環境等の保全 | | | | | |
| 達成すべき目標 | ダイオキシン類について、次期計画の削減目標を目標期間に達成し、全ての地点で環境基準を達成する。農業について、農業登録保留基準を速やかに設定するとともに、農業の環境リスクの新たな評価・管理手法の開発を行う。 | | | 目標設定の考え方・根拠 | ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画 農業取締法に基づく農業登録保留基準及び農業使用基準 | | | | 政策評価実施予定時期 | 平成26年6月 | |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | |
| 1 ダイオキシン類排出総量(g-TEQ/年) | 315~343 | H22年度 | 176 | 当面の間 | 176 | 176 | 176 | 176 | 176 | ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画に定められる目標値(※)の達成状況は対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。 (※当面の間、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続する(削減目標量:176g-TEQ/年)) | |
| 測定指標 | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況(目標) | | | | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | |
| 2 新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農業数(累計) | - | - | 543 | H30年度 | 231 | 283 | 335 | 387 | 439 | 農業取締法に基づく水産動植物の被害防止に係る農業登録保留基準の迅速かつ的確な設定により、農業の環境リスクの低減に資することができるため、登録保留基準の設定農業数を測定指標として設定した。なお、目標値は、農業登録申請数を踏まえて設定した。 | |
| 測定指標 | 目標 | | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | | | | |
| 3 ダイオキシン類に係る環境基準達成率(%) | 100% | | - | ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。 | | | | | | | |
| 4 臭素系ダイオキシン等非意図的生成POPsに係るリスクへの対応 | 法附則2条に係る情報の充実(臭素系ダイオキシン類の排出実態に係る情報の充実) | | - | ダイオキシン類対策特別措置法附則第2条及びPOPs条約COP5にて定められた臭素系難燃剤廃絶に向けた作業プログラムに沿って、また、平成23年度のワークショップにおける討議結果等を踏まえ、臭素系ダイオキシン類の排出実態等の情報を充実させることを目標とした。 | | | | | | | |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額) | | 25年度当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | 平成25年行政事業レビュー 事業番号 | |
| | 23年度 | 24年度 | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|--|----------------------|---------------------|------------|-------------|--|------------|
| <p>(1) ダイオキシン類総合対策費 (平成12年度)</p> | <p>51 (38)</p> | <p>42 (30)</p> | <p>41</p> | <p>1, 3</p> | <p>①ダイオキシン類対策環境情報調査(平成17年度) ②POPs条約に基づくダイオキシン類非意図的生成物に係るBAT/BEP推進事業(平成18年度) <達成手段の概要> ①ダイオキシン類対策特別措置法施行状況、常時監視結果、排出量データのとりまとめ ①ダイオキシン類分析機関の精度管理に係る審査を実施 ②POPs条約BAT/BEPガイドライン改訂委員会の動向把握、情報収集、情報提供等を実施 <達成手段の目標(25年度)> ①ダイオキシンの排出実態等を正確に把握 ②今年度の委員会の活動内容等の情報収集 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ①排出実態等を把握することで、目標達成に向けた効果的な対策の検討を行うことができる。 ①極微量分析にともなう精度管理が要求されるダイオキシン類分析において分析機関の精度管理水準の維持・向上に寄与する。 ②非意図的生成POPsの排出抑制等のリスク削減につながる情報等の取得により、我が国でのBAT/BEP利用促進によるダイオキシン類などの非意図的生成物質の削減に貢献する。</p> | <p>130</p> |
| <p>(2) 臭素系ダイオキシン類実態説明調査 (平成13年度)</p> | <p>39 (39)</p> | <p>38 (33)</p> | <p>32</p> | <p>4</p> | <p><達成手段の概要> ・臭素系ダイオキシン類等の排出可能性がある施設からの排出量、周辺一般環境での汚染状況等を測定・データを蓄積 <達成手段の目標(25年度)> ・臭素系ダイオキシン類の排出量の正確な把握 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・平成23年度のワークショップにおける討議結果等を踏まえ、臭素化ダイオキシン類の排出実態等の情報を充実させることにより、効果的な対策の検討を行うことができる。</p> | <p>131</p> |
| <p>(3) 農業登録保留基準等設定費 (平成17年度)</p> | <p>109 (97)</p> | <p>104 (90)</p> | <p>94</p> | <p>2</p> | <p><達成手段の概要> ・農業登録保留基準の設定に必要な情報収集や毒性データの分析 <達成手段の目標(25年度)> ・基準値設定農業の累計:283 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・農業登録保留基準は、農業の毒性等の評価に基づき設定するものであり、そのための情報収集や毒性データの分析が不可欠。</p> | <p>129</p> |
| <p>(4) 農業健康・環境影響対策費 (平成22年度)【関連:25-41】</p> | <p>144 (123)</p> | <p>117 (68)</p> | <p>116</p> | <p>-</p> | <p><達成手段の概要> ・無人ヘリ散布農業による人への健康影響や農業による生物多様性への影響を評価・管理する手法を開発するための調査等を実施 <達成手段の目標(25年度)> ・農業の吸入毒性試験や生物群集に対する農業影響に関する調査等の実施 <施策の達成すべき目標への寄与の内容> ・農業の環境リスクの新たな評価・管理手法の開発に向けた知見の集積やそれに基づく検討の実施に資する。</p> | <p>132</p> |